富山県企業局委託業務低入札価格調査試行要領

1 趣旨

この要領は、富山県企業局が発注する建設工事に係る委託業務の入札において、地方自治 法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の10第1項又は第 167条の10の2第2項(同令第 167条の13においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定により落札者を決定するた めに行う調査(以下「低入札価格調査」という。)の試行に関し、必要な事項を定めるものと する。

2 対象となる入札

予定価格が1,000万円以上の測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査 業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務の入札のうち、予定 価格設定権者が必要と認める業務(以下「適用業務」という。)の入札を対象とする。

3 調査基準価格

- (1) 適用業務の入札に当たり、予定価格設定権者は、予定価格の他に、相手方となるべき者の入札する価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の価格(以下「調査基準価格」という。)を定め、予定価格調書にその価格を記載する。
- (2) 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となる次に掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に10分の8.1 (測量業務にあっては、10分の8.2、地質調査業務にあっては、10分の8.5)を乗じて得た額(以下「上限額」という。)を超える場合は上限額を、予定価格に10分の6(地質調査業務にあっては、3分の2)を乗じて得た額(以下「下限額」という。)に満たない場合は下限額を調査基準価格とする。

ア 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額
- イ 土木関係建設コンサルタント業務
 - ① 直接人件費の額
 - ② 直接経費の額
 - ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額

ウ 地質調査業務

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額
- エ 補償関係コンサルタント業務
 - ① 直接人件費の額
 - ② 直接経費の額
 - ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - ④ 一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額
- オ 建築関係建設コンサルタント業務
 - ① 直接人件費の額
 - ② 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - ③ 特別経費の額

- ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- 4 入札参加者への周知

適用業務の指名通知書に、調査基準価格を設けたことを明記する。

5 失格基準価格

- (1) 予定価格の制限の範囲内で、かつ、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者 (以下「失格基準価格算定対象者」という。)がある場合は、失格基準価格算定対象者(失 格基準価格算定対象者が3者に満たない場合は、入札参加者のうち、申込みに係る価格(以 下「入札価格」という。)が低い者から順に3者)の入札価格を平均した額に10分の9を乗 じて得た額(1円未満切捨て)を失格基準価格として設定する。
- (2) 失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が失格基準価格に満たない者は、失格とする。 ただし、当該者の入札価格が、予定価格の算出の基礎となる次に掲げる額の合計額((3)において「合計額」という。)以上となる場合は、この限りでない。

ア 測量業務

- ① 直接測量費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ② 測量調査費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

イ 土木関係建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ② 直接経費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

ウ 地質調査業務

- ① 直接調査費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ② 間接調査費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

エ 補償関係コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ② 直接経費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

オ 建築関係建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ② 特別経費の額に10分の8.5を乗じて得た額
- ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
- (3) (2)の規定にかかわらず、(1)に規定する入札価格を平均した額を算定できない場合においては、失格基準価格算定対象者のうち、入札価格が合計額に満たない者は、失格とする。

6 落札者の決定の保留

入札執行者は、入札の結果、失格基準価格算定対象者 (5の(2)又は(3)の規定により失格となった者 (以下「失格者」という。)を除く。)がある場合は、入札参加者に対し、落札者の決定を保留する旨を通知するものとする。

7 低入札価格調査の実施

(1) 調査担当者は、次に掲げる者とする。

経営管理課長及び適用業務の事業主管課長

(2) 調査の方法

調査担当者は、失格基準価格算定対象者(失格者を除く。)のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(以下「最低価格入札者」という。)が落札者とされた場合、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを具体的に判断するため、(3)に定める項目について、最低価格入札者に対して資料の提出を求め、事情聴取を行うとともに、関係機関への照会等により調査を行い、その結果及び意見を記載した低入札価格調査書(様式第1号)を作成する。この場合において、同価の入札をした最低価格入札者が2者以上あるときは、これらの者にくじを引かせて調査の対象者を決定するものとする。

(3) 調査項目

- ア 当該価格により入札した理由
- イ 手持ち業務の状況
- ウ 当該業務の履行箇所と入札者の事業所との関連(地理的条件)
- エ 手持ち機械等の状況
- オ 技術者等の供給見通し及び履行体制
- カ 入札価格の積算内訳
- キ 再委託予定業者及びその契約予定金額
- ク 過去に履行した同種又は類似業務の名称及び発注者
- ケ クのうち富山県が発注した業務についての業務成績
- コ 経営状況
- サ 信用状況(賃金支払の状況、再委託先への支払状況、法律違反の有無等)
- シ その他調査担当者が必要と認める事項

(4) 提出資料

(3)に定める調査項目について、最低価格入札者に対して提出を求める資料は、別表のとおりとする。

8 低入札価格審査会の審査及び意見の表示

- (1) 経営管理課長は、様式第2号により低入札価格調査書を12に定める低入札価格審査会に提出し、その意見を求めるものとする。
- (2) 低入札価格審査会は、経営管理課長から意見を求められたときは、必要な審査をし、様式 第3号により意見を表示するものとする。

9 低入札価格審査会の意見に基づく落札者の決定

- (1) 経営管理課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めたときは、最低価格入札者を落札者とする。
- (2) 経営管理課長は、低入札価格審査会の表示した意見に基づき、最低価格入札者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、最低価格入札者を落札者とせず、最低価格入札者の次に低い価格をもって入札をした者(以下「次順位者」という。)を落札者とする。
- (3) (2)に規定する場合において、次順位者が調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者であるときは、7及び8並びに(1)の規定による手続((4)において「落札者決定手続」という。)を経て、落札者とするかどうかを決定するものとする。
- (4) (3)の規定による落札者決定手続を経た結果、次順位者の入札価格によっては当該契約の 内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、次順位者の次に低い価格をも って入札をした者(調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者に限る。)から順

に、落札者決定手続を経て、落札者を決定するものとする。

10 入札参加者への通知

経営管理課長は、9の規定により落札者を決定したときは、入札参加者に対し、落札者の 商号又は名称及び落札金額を通知するものとする。

11 調査基準価格等の公表

- (1) 適用業務については、落札者の決定後、入札調書により当該業務の予定価格及び調査基準 価格を公表するものとする。
- (2) 経営管理課長は、9の(2)から(4)までの規定により最低価格入札者を落札者としなかったときは、様式第4号により審査の結果の概要を公表するものとする。

12 低入札価格審査会の設置

8の(2)に規定する審査を行うため、低入札価格審査会を設置するものとし、その構成員は、企業局長が別に定めるところによるものとする。

13 その他

富山県企業局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成9年富山県公営企業管理規程第2号)第1条に規定する特定調達契約に係る入札を行う場合は、5の規定は適用しないものとする。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行し、同日以降に指名の通知を行う業務に係る入札から 適用する。

附則

この要領は、平成23年5月25日から施行し、同日以降に指名の通知を行う業務に係る入札から適用する。

ただし、3の(2)のイの③及び④並びに5の(2)のイの③及び④の規定は、平成23年7月15日から施行し、同日以降に指名の通知を行う業務に係る入札から適用する。

附則

この要領は、平成23年7月15日から施行し、同日以降に指名の通知を行う業務に係る入札から 適用する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、同日以降に指名の通知を行う業務に係る入札から適用する。

附則

この要領は、平成28年7月1日から施行し、同日以後に指名の通知を行う業務に係る入札から適用する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知を行う業務に係る入札から 適用する。

附則

この要領は、令和元年7月15日から施行し、同日以後に指名の通知を行う業務に係る入札から適用する。

附則

この要領は、令和6年7月1日から施行し、同日以降に指名の通知を行う業務に係る入札から 適用する。